

議第 1 1 号議案

横浜市会事務局設置条例の一部改正

横浜市会事務局設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日提出

横浜市会議員

佐藤茂	斉藤達也	坂井太
鈴木太郎	谷田部孝一	中尾智一
横溝富和	仁田昌寿	加藤広人
木村久義	飯沢清人	工藤裕一郎
今野典人	大貫憲夫	中島文雄

横浜市条例（番号）

横浜市会事務局設置条例の一部を改正する条例

横浜市会事務局設置条例（昭和25年5月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市議会局設置条例

第1条を次のように改める。

（議会局の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、横浜市会に事務局として議会局（以下「局」という。）を置く。

第2条の見出し中「事務局」を「議会局」に改め、同条中「事務局長」を「局長」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市会に置く事務局の名称を議会局に改めるため、横浜市会事務局設置条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会事務局設置条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

横浜市会議会局設置条例

横浜市会事務局設置条例

（議会局の設置）

（事務局の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条第 2 項の規定に基づき  
横浜市会に事務局（以下局という。）を置く。

、横浜市会に事務局として議会局（以下「局」という。）を置く。

議会局  
（          の職員）  
事務局

第 2 条 局長  
局に及び書記のほか必要な職員を置く。  
事務局長